

通達改正（令和4年）

【安全保障貿易審査課担当箇所】

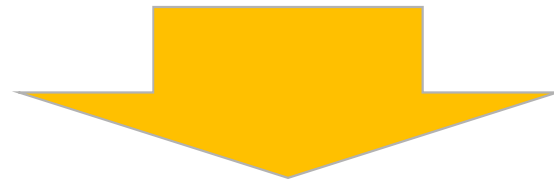
令和4年10月

経済産業省 貿易管理部

安全保障貿易審査課

背景

- 我が国として機微性が高い分野の貨物・技術として、「半導体のリソグラフィ装置」（貨物等省令第6条第十七号へ（四））の輸出管理を強化する。



改正内容

- 「と地域③」を新設し、当該国・地域向けについては、特別一般包括の対象外に。（経済産業省本省への申請に）。

包括許可要領

提出書類通達

運用通達

①特定の貨物・技術の輸出管理の厳格化

輸出令（別表第1）7の項（16）

<包括許可要領>

仕向地 輸出令 第1項番	い地域①	と地域② (と地域③を 除く)	と地域③	ち地域	り地域
輸出令別表第1の7の項(16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第17号へ(四)に該当するもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—	特別一般

仕向地 外為令 別表項番	い地域①	と地域② (と地域③を 除く)	と地域③	ち地域	り地域
外為令別表の7の項(1)に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計又は製造に係るもの					
輸出令別表第1の7の項(16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第17号へ(四)に該当するもの	特定	特定	特定	—	特定

背景

- 輸出令（別表第1）4の項（8）の一定の仕向地、貨物については、比較的機微性が低く、また、その実績も積みあがったところ。



改正内容

- 「へ地域（ち地域を除く。）」を仕向地とする高分子材料の製造工程に用いられるものについて、条件付で特別一般包括許可の対象とする

包括許可要領

提出書類通達

< 包括許可要領 >

II 特別一般包括許可

1～3（略）

4 特別一般包括の範囲

(1) ① 別表Aにおいて「特別一般」と表記された欄にあたる貨物及び仕向地の組合せとなる輸出。
ただし、

次のいずれかに該当する場合は、 需要者が確定しているものに限る。

イ（略）

ロ 輸出令別表第1の4の項（8）に掲げる貨物のうち、「へ地域（ち地域を除く。）」を仕向地とする高分子材料（複合材料を含み、貨物等省令第3条第七号に規定するものを除く。以下同じ。）の製造工程に用いられるもの

③ストック販売時の手続の明確化

背景

- ストック販売目的で包括許可を用いて輸出等を行った後、需要者若しくは利用する者が確定し、使用目的が「その他の軍事用途」に用いられる若しくは利用される又はその疑いのあることを知った場合の手続について、現在はホームページQ&Aに記載。



改正内容

- 通達に記載し、明確化。 **包括許可要領**

③ストック販売時の手続の明確化

<包括許可要領>

VII 申請書類の記載方法等

1 申請関係書類等の記載要領

2 実績の報告等

(1)一般包括許可、特別一般包括許可

一般包括許可又は特別一般包括許可を受けた者は、次に掲げるところに従い、報告又は相談を行ってください。

② ストック販売の場合（上記①に該当する場合を除く。）

a) 輸出を行った貨物の需要者が輸出後に確定し、当該貨物が核兵器等の開発等に用いられること、用いられるおそれがあること若しくはその疑いのあることを知った場合は提供を、行った技術を利用する者が提供後に確定し、当該技術が核兵器等の開発等に利用されること、利用されるおそれがあること若しくはその疑いのあることを知った場合は、当該需要者への再販売（再販売の予定を含む。）又は当該技術を利用する者への再提供（再提供の予定を含む。）に先立ち安全保障貿易審査課に相談してください。

b) 輸出を行った貨物の需要者が輸出後に確定し、当該貨物がその他の軍事用途に用いられること若しくは用いられる疑いのあることを知った場合又は提供を行った技術を利用する者が提供後に確定し、当該技術がその他の軍事用途に利用されること若しくは利用される疑いのあることを知った場合は、当該情報を知り得た時点の月ごとに、当該月の末締め再販売（再販売の予定を含む。）又は再提供（再提供の予定を含む。）の実績を翌月末日までに安全保障貿易審査課に提出してください。（様式第16の2、様式第17の2）

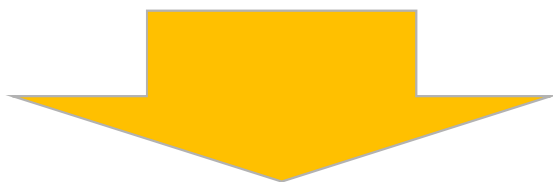
なお、上記①の（注）は、再輸出又は再提供に係る報告の提出に準用します。

（注）上記①及び②の用語の解釈は別表1から別表4までの定義を準用します。

④大量破壊兵器キャッチオール規制に係るガイドラインの見直し

背景

- 外国ユーザーリスト掲載団体への輸出について、当該掲載団体は、大量破壊兵器に関与している(いた)団体なので、通常兵器に使われることがわかっているのであれば、直ちに『核兵器の開発等以外のために用いられることが明らか』と考えるのは困難。
- 核兵器等の開発等に用いられることのないよう、より慎重にチェックをお願いしたい。



改正内容

- 大量破壊兵器キャッチオール規制に関し、外国ユーザーリスト掲載団体との取引の際に確認することを推奨する項目を追加。

補完規制通達

④大量破壊兵器キャッチオール規制に係るガイドラインの見直し

<補完規制通達>

1 輸出者が確認すべき事項

[外国ユーザーリスト掲載企業・組織]

⑰ 【略】

⑱ 外国ユーザーリスト（令和4年3月10日付け20220307貿局第2号）に掲載されている企業・組織向けの取引については、輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術について、軍事用途に用いられる（利用される）旨が、その輸出（取引）に関する契約書又は輸出者（取引を行おうとする者）が入手した文書、図画若しくは電磁的記録において、記載され若しくは記録されていないこと、又は輸入者（取引の相手方）若しくは需要者（当該技術を利用する者）若しくはこれらの代理人から連絡を受けていないこと。

[その他]

⑲（略）